

茨城県環境アドバイザー制度のご案内

環境学習

地球環境・生活環境・自然環境

について学んでみよう♪

無料で講師を派遣します！



【問い合わせ・申し込み先】

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

茨城県県民生活環境部環境政策課 環境企画 G

TEL: 029-301-2933 FAX: 029-301-2949

E-mail: kansei1(イチ)@pref.ibaraki.lg.jp

詳しくは、「茨城県環境アドバイザー」で検索又は、下記の環境政策課HPをご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/kankyo/ad-kankyo-adviser.html>

茨城県環境アドバイザー制度とは

県内の市民団体・学校・PTA・子ども会等が主催する環境問題に関する講演会・学習会・観察会に対し、環境アドバイザーを無料で派遣する制度です。

環境分野の豊かな知識をもつ講師陣

地球環境（地球温暖化・大気・水質・土壌・廃棄物リサイクル・再生可能エネルギー・海洋プラスチック）、生活環境（環境アセスメント・公害化学物質・エコライフ・エコ住宅・食品ロス）、環境パートナーシップ（環境学習・SDGs）、自然環境（昆虫・植物・水生生物・野鳥・自然体験）等の専門講師63人6団体・企業が登録されています。

申し込み・制度のご利用方法について

講演会・学習会・観察会の開催希望の日時・内容等を、環境政策課に電話にてあらかじめご相談ください。（TEL:029-301-2933）

講師と日程調整後、環境政策課から主催者（ご担当者様）に、ご連絡をいたします。



主催者は講師と内容について打ち合わせ後、申請書（様式第1号）に必要事項をご記入のうえ、郵送又はE-mail、FAXにて、環境政策課に開催日の実施1か月前までにご提出ください。【申請期間：毎年4月から1月まで】
（E-mail: kansei1 (イチ) @pref.ibaraki.lg.jp）
（FAX: 029-301-2949）



申請書を審査後、派遣の可否について主催者に通知いたします。



当日は会場及び学校等に講師が出向いて、講演会・学習会・観察会を実施いたします。【派遣期間：毎年5月から2月まで】



主催者は、講演会等の終了後10日以内に、報告書（様式第2号）を環境政策課にご提出ください。（活動の様子がわかる写真・資料等を添付）

派遣条件について

- 公民館・自治会・住民団体・中小企業・学校・PTA・子ども会・子どもエコクラブ等が主催するもの。
- 参加人数が、講演会・学習会については20名以上、観察会は15名以上であること。（学校・幼稚園・保育所等はお相談ください。）
- 同一主催団体に対する派遣は、年度内3回以内とする。